#### LGBTIQA性暴力サバイバーズ GUIDE

サバイバーのエンパワーとレジリエンスを信じて



SOGIESC によって受けられないサービスがある SOGIESC によって、認められない"被害"がある あらゆる SOGIESC の、全てのひとへ

> RC-NET(レイプクライシス・ネットワーク) BROKEN RAINBOW - JAPAN



#### はじめに

2009 年にレイプクライシス・ネットワークを立ち上げ、以降 10 年間、ジェンダーやセクシュアリティを問わない支援のあり方を考え、伝え、当事者と共にあることを続けてきました。その中で、2017 年には 110 年ぶりの法改正によって、やっと女性だけを被害者としてきた強姦罪の改正がなされ、男性も被害者として位置づけられました。

性暴力被害者として扱われない。要は不可視化された社会の中で、助けを求める声を上げられず、孤立の中にいた多くのサバイバーと出会ってきました。その様子は法改正が成された今も、さして変わることはありません。性暴力被害にあう可能性はすべての人にありますが、支援のあり方はすべての人を向いてはいません。

そこで私たちは2019年、Broken Rainbow - Japan という、LGBTIQAの性暴力サバイバーに特化したグループを結成しました。今後は LGBTIQA の性暴力サバイバーに向けた活動を推進していきます。

私たちは、特別な存在ではなく、特別な場所で特別な配慮を求めて生きているのではありません。私たちは日々の経験を通して、様々な差別や偏見、そして暴力を生き抜く中で、当たり前の権利を求めているのです。

すべての性暴力サバイバーにとって生きやすい社会を。

求めれば手を差し伸べられる社会を。

差別や偏見、スティグマではなく、尊重を。

この冊子が LGBTIQA の性暴力サバイバーサポートの充実に繋がるよう願っています。

レイプクライシス・ネットワーク BROKEN RAINBOW - JAPAN



フラッグ」がある中から、今回は7個のフラッグをデザインに配置しました。啓発事業などを行う際にも、 どういう人たちに声をかけたいと思っているのかに応じて、様々な配色を使ってみるのもいいかもしれません。



はじめに	P1
性暴力とは何か	P3
レイプトラウマ・シンドローム	P5
LGBT/SOGIESC とは	P7
データ:LGBTIQA と性暴力	P9
LGBTIQA パートナーシップに関する権力と支配ホイール	P11
なぜ沈黙するのか	P12
男性サバイバー対応に求められるスキル&アティチュード	P13
LGBTIQA サバイバー対応に求められるスキル&アティチュード	P14
刑法改正と付帯決議	P15
関係機関に出来ること	P16
リソースの見つけ方	P17
LGBTIQA にとって守られるべき「権利」	P18
漫画版 RTS 制作に際して	P19
漫画:「壊れた虹の向こうへ」	P20
コラム:LGBTIQA と性暴力(岡田実穂)	P26
情報提供のお願い	P27
リソースを探そう	P28
LGBTIQA コミュニティに関する用語一例	P29



It happens to us.

その人にとって望んでいない性的なあらゆる言動を強要されることを性暴力と言います。 レイプや虐待、ちかん、セクハラ、その他にも様々な暴力があります。 性交の延長線上の出来事で何が暴力かは曖昧だ、などと言われることもありますが、 人を殴るのは触れ合いの延長、固いボールを投げつけるのは野球の延長、 お金を盗むのは銀行の延長、とは行きませんよね…? 性という手段を使って、暴力行為を加害者がした。それが性暴力です。

#### 性暴力はなぜ起きるの?

わいせつ電話や、痴漢、ズボン・パンツおろしやスカートめくりや茶巾寿司、ポルノ鑑賞やセックスワークを「強要」したり、レイプ、集団でのレイプ、性的な発言で貶めたり。それらは「いじめ」「いたずら」と曖昧な名付けをされたり、ハラスメント、暴力として語られることもあります。

そしてそれらが何故起こるかという時によく性欲に紐づけられることがあります。「男は狼」「男はそれを我慢できない」など男性の人間性を否定する言説が昔から使われますが、それが正しいのであれば、性欲を持つ男性はすべて処罰の対象として刑務所に入れられる必要があるでしょう。しかしそうはなっていない。例えば食欲を持ち、物欲を持つ私たちは毎日毎日、万引きをして暮らさなければいけない。でもそうなっていないのは、万引き自体が多くの場合、食欲や物欲だけを理由に行われるものでは無いからかもしれません。

私たちは、性暴力が「するべきでは無いこと」であると知っています。だからこそ、それを コントロールする。しかし、コントロール出来ない状態にある、もしくは、コントロールしよ うと思っていない時に、性暴力は発生します。

ジェンダーをベースとした性暴力被害、例えば女性は性別二元論における男女の中で差別的な扱いを受けることが多くあります。女性への暴力を考える時、女性の弱者性につけ込み「女だから」「女の癖に」と本来「やってはいけない」と分かりながら暴力行為に及ぶ男性がいます。女性への差別を元にした暴力です。また、嫌悪を理由とした暴力、LGBTIQAを始めとした、社会的な嫌悪に晒されやすい人たちもいます。また、被害者の属性として、子どもであること、生徒であること、患者であること、様々な疾病や障害を持っていること、被差別部落の出身であること、セックスワーカーであること、有色人種であること、様々な弱者性を理由に、「やってはいけないこと」のハードルを勝手に下げる加害者がいます。だからこそ、性暴力の被害者には性別や性自認などを問うことなく、様々な人々がいるのです。

性暴力は、加害者が加害をするから起こります。そしてそこに加害者は勝手な言い訳を見つけていくわけです。「やってはいけないこと」と分かっていながら、です。

性暴力とは何か

#### 性暴力と性犯罪は違う?

性暴力とは、本人が望まない性的な言動を強いられること全般に使う言葉です。性犯罪はその国々で規定された法律に則って刑罰等の対象になるものです。日本では強制性交等罪や強制わいせつ、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、売春禁止法、DV防止法やストーカー規制法、各自治体の定める迷惑防止条例など各種条例でも「性犯罪」と呼ばれる犯罪はあります。

性犯罪と言われているものは全て性暴力ですが、性暴力全てが法的に規定されてはいません。そして、法的なフレームだけで性暴力を語る事や、被害の重要度を計ることは出来ません。

#### 強制性交等罪の定義は?



刑法の条文では 第177条 十三歳以上の者に対し、<mark>暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする、</mark>とされています。13才以上であっても、相手と養育関係にある場合(親子など)では、暴行脅迫を用いずとも監護者強制性交等罪が適用されます。

しかし、ここでの「性交」には基本として「男性器」の存在が絶対的なものとされています。<mark>器具や手指</mark>を 挿入する/させる、または女性器を口腔内に、ということも想定されていません。そして、性器に関しては 性器形成術等を含め、「<mark>所謂性器との類似性」</mark>が必要とされています。

### 1

#### 暴行又は脅迫がないと認められない?

基本的に法律の上では、抗うことが困難なまでの暴行や脅迫があった、ということが犯罪の成立要件になっています。2019年3月26日に岡崎地裁で出された判決においても、同意が無かったことは認められるが「抗拒不能の状態にまで至っていたと断定するには合理的な疑いが残る」という理由から無罪判決が出ています。

次ページ以降で性暴力被害の及ぼす影響を解説しますが、性犯罪の成立には被害当事者の心情や状況を無視するこうした条文が残されており、声をあげにくい、声をあげても報われないような状況が続いています。



#### 合意をとるために必要なことってなに?

もちろん、YES/NOの言語的合意は重要ですし、言語的同意があっても表情等の非言語的な表現もコミュニケーションには重要です。以下に合意の前提を紹介します。

性交により起きる可能性がある事柄を理解している

身体/精神/社会/知的なパワーバランスが無いこと

パワーバランスの違いがある際には、力関係を 解消するための策があること

合意を解消する自由を双方が持っていること



性暴力と性犯罪



It happens to us.

性暴力の影響を考える時に、1960年代から多くのフェミニストや性暴力被害者支援組織等で活用されてきたレイプトラウマ・シンドローム(RTS)が役に立ちます。

性暴力が及ぼす影響は実生活において多大なもので、またとても長期的なものです。そうしたことから、当事者自身、そして周囲の人間も、サバイバーに起きていることを「個人的な問題」として捉えてしまいがちになります。しかし、サバイバーの人生において、どのようなことが起こり得るのかを理解することで、より良い生活のためのきっかけを作ることも出来るかもしれません。

#### 急性期



例えば、身体的な傷・パニック・緊張・罪悪感・睡眠障害・過敏・無力感・倦怠感・恐怖感・屈辱感・怒り・恥・懐疑的・防衛的・無感覚症状・アイデンティティの危機に晒される。

急性的な状況は、被害直後であれ、被害から何年も経った時であれ、いつであっても性暴力被害経験に起因して起きる可能性がある。医療的急性期だけではなく、性暴力の急性的症状となる。

#### 否定

#### RTS2 否定



自傷行為・摂食障害・性化行動・睡眠障害、 依存症等のアクティングアウトが現れる時期。

その多くが問題行動として扱われることが多いが、これらは全で"一日も早く、日常生活に戻りたい"という欲求から来るものであることを理解することが重要。急性期状態を継続していては、生き抜くことが出来ない。

レイプトラウマ・シンドローム (RTS)



#### 再構築・統合

#### RTS 3 再構築と統合



フラッシュバック・鬱・ひきこもり・退学や退職・セックスレス・性別や性的指向のゆらぎ

・怒り・近しい人との関係崩壊・自らのジェンダー に応じた性的部位の病気・腰痛・摂食障害

様々な問題が表面化する時期。被害を否定することよりも、被害があったことを踏まえた症状が発生する。問題は大きいが、"被害"を認識し、それを癒しに変換していく時期でありサポートに辿り着きやすい時期でもある。

#### トリガーによる想起

RTS 4 トリガーによる想起



きっかけにより思い出すが、現実ではない

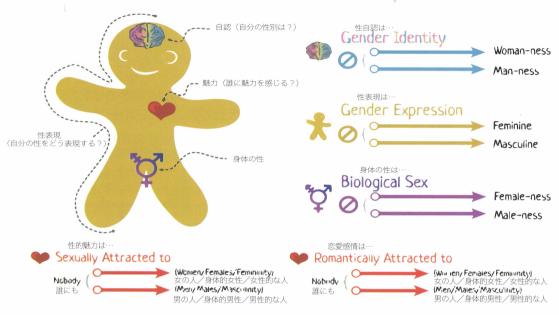
性被害経験について、何らかのトリガー、きっかけ があるなかで思い出すことがある。

それによって苦痛はあるが、コントロールが出来るようになる。

例えば被害現場の近くを通った時、被害時に感じた匂いや感触に似たものに触れた時、暴力被害の情報を見聞きした時、など。

この1~4段階を経験しながら、性暴力から回復していくというのがレイプトラウマ・シンドロームが示す、性暴力サバイバーの行動指針です。何もなかったことになることが性暴力からの回復ではありません。自らに起きたことに向き合い、時に回避し、時に遠回りをしたり立ち止まりながら、行ったり来たりを繰り返し回復をしていきます。そして、その間に起きた様々な経験それぞれが、まさにサバイブそのものなのです。また、全ての人が全ての段階を経験する訳ではありません。急性期に命を落としてしまう人もいれば、こうした症状そのものを発症しない人も、もちろんいます(RTS発症率は60%ほどです)。

### The Genderbread Person v3.2 of the providence of Methodical on the providence of the



#### SOGIESC(ソジースク)とは

性自認、性的指向、性表現、性的特徴を示す英単語の頭文字をとった言葉です。

LGBTIQA のみならず、全ての人の「性」を考えるときの構成要素であり、どの人もこの SOGIESC を、それぞれに持っています。

SOGIESC がどのようなものであるのかということによって元に差別や偏見に晒すことは許されないことですし、LGBTIQA のみならず、全ての人にとっての権利として SOGIESC が尊重されるべきです。

● Sexual Orientation 性的指向 自分はどういう人を好きになるか ● Gender Identity 性自認 自分の性別は何であるか ● Gender Expression 性表現 どのような性別的な表現(仕草、言語、服装、振る舞い)をするか

●Sexual Characteristics 性的特徴 どのような身体の性の特徴を持っているか



#### 「LGBT」とは

Asexual

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英単語の頭文字をとった性的マイノリティ全体を指す言葉です。「LとGとBとTのこと」というだけではなく、社会的な規範に沿わないとされるマイノリティ全般を指している言葉ですが、より明確に多様な SOGIESC を表現するために、今回の冊子では特別な場合を除き、LGBTIQA として性自認や性的指向、性表現、性的特徴に関してもより広範囲なグラデーションを含ませた言葉を使っています。

また、セクシュアリティやジェンダーを示す言葉は下記だけではなく様々な言葉があるので、ぜひ調べ てみましょう。

<ul><li>Lesbian</li></ul>	レズビアン	女性に対して性的魅力や恋愛感情を持つ女性
■Gay	ゲイ	男性に対して性的魅力や恋愛感情を持つ男性
Bisexual	バイセクシュアル	女性/男性両方に対して性的魅力や恋愛感情を持つ女性/男性
Trans Ger	nder トランスジ	ェンダー 出生時医療的判断の性別と違う性別で生きる人
●Intersex	インターセックス	医療的判断に於ける性別が男女どちらの特徴も併せ持つ人
Questionir	ng クエスチョニング	自らの性を男女どちらかに決めたくない/決められない人
Queer	クィア 「変能」	等と言われることに対し白ら名乗る事で差別を無力化する名乗り

#### く性を構成する5つの要素:PRIMO>

((ハワイ大学医学部教授 Milton Diamond)

エイセクシュアル

Gender Pattern ジェンダーパターン:らしさ、表現、役割。

→ 外見、ふるまい、言葉づかい、役割はボーダレスなものです

Reproduciton 生殖:生殖する(望む)、しない(望まない)、できる、できない。

→ 生殖は個人の選択だし、生殖補助医療技術の進歩で流動的で多様な親子関係があります

Gender Identity 性自認: 私は何者?男?女?

→ トランスジェンダーやインターセックスなど、性器に由来しない証拠は様々です

性的魅力や恋愛感情もしくはどちらかを持たない人

Mechanism 性のしくみ/機能:性的しくみ、反応の生理学的メカニズム

→ 機能の発揮や表現は、個人や関係性しだいで様々です

Sexual Orientation 性指向:「誰を好きになるか」の気づき

→ ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、エイセクシュアルなどなど多様です

異性愛者主義、性別二元論(男/女)、ジェンダー規範、社会通念、 常識といった様々な決めつけがありますが、実際には本当に多様です。 みなさんは、どのような「性」を持っていますか?



#### 初めて性被害経験を持った年齢



64%

トランスジェンダーとジェンダー ノンコンフォーミングの64%が 人生の中で性暴力被害を経験する



のトランスジェンダーが シェルター利用の際に嫌がらせを受け、 29%がサービス提供を断られた





のトランスジェンダーが シェルター利用に際してスタッフから 性暴力被害を受けた





5人に1人のトランスジェンダーが ジェンダーアイデンティティを理由に ホームレスの経験をしている







男性サバイバーの

が、生涯の中で レイプ被害にあっている

4人に1人が10才までに被害にあっている

Was a share of the state of the

データ:LGBTIQAと性暴力

各国においてLGBTIQAの性暴力被害に関する大規模調査が行われて(もしくは性暴力に関する大規模調査の中 にSOGIESCに関わる項目が入って)いますが、日本国内において調査はごく少ないのが現状です。

強制性交等罪の被害者が性別を問わないということになりましたが、その実態についての調査は無く、有用な支援 /法システムを作る為には調査の実施が急を要します。ここではアメリカを中心とした調査データ等を紹介します。 各調査はLGBTIがより性暴力のリスクに曝され、また適切なサポートを得られていないことを示しています。

- 基 異性愛者の女性の35%と比較して、レズビアンの44%、バイセクシュアル女性の61%が、レイプ。 身体的暴力、パートナーによるストーカー被害の経験をしている
- ▲ 異性愛者の男性の29%と比較して、ゲイ男性の26%、バイセクシュアル男性の37%が、強姦、 肉体暴力、パートナーによるストーカー体験を経験している
- 異性愛者女性の17%、レズビアンの13%、バイセクシュアル女性の46%がレイプされている
- ▲ 異性愛女性の9%、バイセクシャル女性の22%がパートナーからレイプされている異性愛者男性 の21%、ゲイ男性の40%と両性愛者の47%が、レイプ以外の性的暴行を経験している (CDC: The National Intimate Partner and Sexual Violence Survey)
- ▲ 回答者の半数近く(48%)が、トランスジェンダーであるために、過去1年間に平等な扱いを拒否 された、口頭で嫌がらせを受けた、および/または身体的に攻撃された

(2015.全米トランスジェンダー調査)

▶ トランス及びジェンダーノンコンフォーミングでは一般人□1.6%に比べ、自殺を試みたことがあると答 えた人は回答者の41%、偏見のために失職(55%)、学校でいやがらせ/いじめを経験した人(51 %)、収入の低い人、あるいは身体的暴力被害を受けた人は61%、性暴力を受けた人は64% (2011 A REPORT OF THE NATIONAL TRANSGENDER DISCRIMINATION SURVEY)



被害者支援をしている人たちの85%が、性的指向または性自認のために、 サービスを拒否されたLGBTQサバイバーが居たことを回答 (NCAVP::全米反暴カプログラム連合)

- ▲各種統計の中で、総合的により被害経験値が特に高いのは、トランスジェンダー女性、バイセクシュアル 女性、無性愛者、そしてインターセックス者
- 挙女性の3~4人に一人、男性の6人に一人が性被害経験を持つということは各国で使われることの 多いデータだが、LGBTIをその「たった二つの性別」にあてはめた場合、もちろんその数字は当ては まる。そして、各属性による被害経験の可能性が付随される。例えば、結果として最も被害経験率が 高いのは、有色人種のバイセクシュアル・トランス女性であると言われている。

「危険性が高まっている」 国連:国際機関はどう捉えているか

「性的指向および性自認に基づく暴力および差別は、世界のいたるところに存在します。 いくつかの包括的な調査では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、ジェンダーノンコンフォーミング等 それぞれに身体的、性的暴力の危険性が高まっていることを示しています。

入手可能なデータは、彼らが彼らの生活の中でほぼ確実に暴力に苦しむということに直面していること、

Human Rights Council そして彼らはそれを意識しており、恐怖の中で日々生きていることを示しています。」 Thirty-eighth session 18 Juns 12 July 2018 Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity 

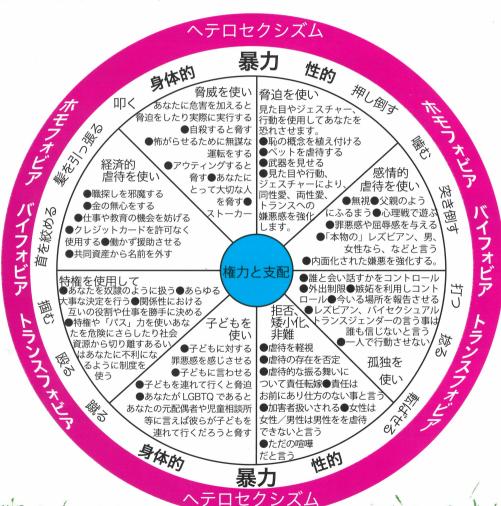


It happens to us

親密な関係に於ける暴力を考えるときに、多くのケースでその構造は「権力と支配」の中で SOGIESC を問わず同様な問題が発生しています。しかし LGBTIQA コミュニティの中だからこそ起きる 問題や、加害者側が用いる加害の言い訳があります。

それらを理解しておくことはサバイバーに起きていることを理解するのに役立ちます。

また、この DV ホイールは DV チェックシートとは違います。一つでも該当するから DV、などと決めるものではなく、DV が力と支配の元にどのような構造で起きているのかを、特に LGBTIQA コミュニティに焦点を当てた形で示したものです。



LGBTIQAのパートナーシップに関する 権力と支配ホイール 男性や LGBTIQA が「より沈黙を強いられやすいのは何故か」を理解しておかなければ、適切な聞き取りや支援は難しい。例えば以下のような感情が「沈黙」の理由としてあげられます。

- ◆ 声をあげても、どうせ信じてもらえないだろうという恐怖
- ◆ 暴力が男性から女性に対して行われるものだという社会認識への諦め
- ◆ ホモフォビア、バイフォビア、トランスフォビア等への恐怖
- ◆ LGBT コミュニティや男性社会における友人やサポートを失う恐怖
- ◆ カミングアウトを強いられることへの恐怖
- ◆ ホモフォビアを持つ人たちの「燃料」となる恐怖
- ◆ (同性間 DV の場合) パートナーや、コミュニティの人間をフォビア んぽま では、 に曝す恐怖 (たとえ加害者であっても)
- ◆ 嘲笑の対象となる恐怖

LGBTIQAの相談を聞くことに慣れていなかったり、コミュニティについての理解が不足していると、サバイバーが言っていることの重要性に気づかないことがあります。加害者の行為によってサバイバーにとってどういった影響があるのか、どれだけ重要な出来事であるのかを理解するため、コミュニティを知ることが重要です。

#### LGBTIQA パートナー間 DV に特筆すべき点

- ・コミュニティからの孤立してしまう (居場所を失う)
- ·LGBTIQA アイデンティティに対する恥や嫌悪を植え付けられる
- ・カミングアウトをしている「安全な場所」をコントロールされる
- ·SOGIESC によって親権の否定をされやすい
- ·家族、職場、友人、入管等に対しアウティングをするという脅迫
- ・「本当の同性愛者ではない」という否定
- ·HIV ステータスについてのアウティングに関する脅迫

#### トランスジェンダーに対する DV に特筆すべき点

- ・アイデンティティに関わる侮辱的な身体接触
- ·ホルモン治療や SRS に関するアクセスをコントロールする
- ・アイデンティティを否定した性暴力
- ・ウィッグ、衣類、エピテーゼ等性表現ツールの破壊

#### 家族からの暴力に関する特筆すべき点

- ·年齢、精神、身体、知的ギャップの解消が難しい場合が多い
- ・強制性交等罪での監護者要件に抵触している可能性
- ・嫌悪を元にした暴力を「矯正名目」で正当化しやすい
- ・矯正という名目を加害者が信じている場合

The state of the s

- ・居所、経済、就学等への影響
- ・保護監督の立場から社会的繋がりの一切を排する事が比較的容易
- ·「家族」というものに対する社会規範による自罰意識の増長

#### <内在化された規範の解体作業>

「男性性の表象」として使われている規範を、男性サバイバーは回復の過程で解体していく作業を強いられます。それらはこれまで疑問にすら思わずにきた自らの存在に対し、「アイデンティティの危機にさらされるリスク」が高まるということでもあります。男性サバイバーと関わる中で必要なのは、「被害にあってもあなたは男だ」と説くことではなく、規範自体が本人を苦しめているのであれば、規範のあり方を問い直し、自らの状態を認識する過程を手伝って行く必要があるのです。また、男性器の勃起は性的興奮に直結して考えられがちですが、怒りや哀しみなど大きな感情によることも

あります。性的反応の個人差もあり性に関する知識が規範により歪められている可能性もあります。

#### <社会認識≠自己認識>

「男性が被害にあう」こと自体が、社会規範の中では想定されていないことです。その中で当事者も 規範と自らに起きた事実の中で混乱していることがあります。

- •幼少期からの根深いジェンダー規範
- •規範は当事者たちの意識に影響しており、恥や自罰的意識は当事者たち自身に内在化する
- •他者への共有に対してことさらに高いハードルがある
- ・本来的にある感情と「社会に迎合するための自分」にギャップ

#### <男児/男性を取り巻く性暴力被害>

「女性相談がメインだけど、男性の相談"も"聞ける」、女性サバイバーと「同様に」話を聞けばいいという考えも見聞きしますが、女性/男性サバイバーが措かれた状況は同様な点も異なる点もあり性暴力は常に多様な形態を示します。現状では社会資源の少なさへの認識も重要なポイントです。

- •性的暴力と同時に身体的な暴力経験をする確率が高まる
- ・虐待発生時に1人でいた確率が低い
- •身体的外傷があることが多い
- •加害者が女性である場合、膣への強制的挿入が起きることがある
- •マスターベーションの強要がされるケースが多くある
- •オーラル・セックスを強要されるケースが多くある
- •加害者が家族以外である割合が比較的多い
- •保護の必要性/家族から分離する必要性への認識が女性に比べ社会の側に少ない
- •治療を提供されることが少ない
- •女性加害者は女児よりも男児を虐待することの方が多い

(Watkkins & Bentovim, 1992)

#### <被害と加害が同居する可能性>

「子どもの頃に性的虐待を受けた男性のうち、のちに加害者になったのは 12%」(Skuse et al , 1999)で、加害的な感情や言動を心配するサバイバーへのケアやサポートは必要です。そしてそれらの理解の上で「被害にあったからと言って、加害者になる訳ではない」ことを事実として伝える必要があります。大事なのは何を選ぶかということであり、サバイバーには自らの人生を選ぶ力があります。

- •大前提として「男性被害者は加害者になる」という神話に加担しない
- •被害後のケアへの繋がりが欠如する中で諸症状が悪化する可能性が高く、サポートが必要
- ・被害後「自らを守るために」より強固な男性性を身につけようとし、横暴さや攻撃性を高める可能性
- ・感情表現の手法の希薄さ(身近な存在からの被害によって)ロールモデルが崩壊している可能性

男性サバイバー対応に求められる

スキル&アティチュード(態度・ふるまい・姿勢)

#### LGBTIQA コミュニティについての基礎知識

ここで言う基礎知識には「LとはレズビアンのL〜」という類の知識は含まれません。それは当たり前の情報だからです。それぞれの SOGIESC のありようや、そのことに付随する「コミュニティへの理解」をすることが求められます。女性相談を聴く人が、女性が生きる中での社会的課題や実情を知らないで、相談を聴くことが考えられますか? LGBTIQA についても、それは同じです。

- ・相談を聞く際にサバイバー自身に SOGIESC に関する解説を求めることは当事者を疲弊させます・多くの場合、性被害相談をしようとしているサバイバーは SOGIESC に関する相談ではなく、被害の相談をしたいと考えています。
- ·「データ:LGBTIQAと性暴力」(P.9)「なぜ沈黙するのか」(P.12)参照

#### 差別をしない/許さない

人それぞれに考えの違いや感情的な差異があることは当たり前のことです。その違いは尊重されるべきですが、「差別をしない/許さない」と言う基本的な人権感覚を共有できない状況にある人が差別の対象とされる人の相談を聴くのは相談を聴く上で相応しいことではありません。

相談員の仕事は、相談者の安全を守ることです。多くのサバイバーが、被害と自らの SOGIESC を紐付け、 差別を内在化することで自責の念を持っています。相談員は相談者を差別から守り、時に相談者自身に 内在化されたフォビアや差別心から相談者を解放する役目を果たす為にも、当の相談員が差別をしない /許さない存在であることは重要です。

- ・サバイバーは「この相談員にセクシュアリティーについて話して大丈夫か」を考える事が多いです
- これまでの社会経験の中で、サバイバーは自らが差別される可能性について理解しています
- •相談機関として「差別をしない」と事前に示すことはサバイバーに安心感を与えます
- ·「なぜ沈黙するのか」(P. 12)参照

#### 性行動や性のありよう、それに伴う医療についての知識

多様な性行為のバリエーションを知っている必要があります。女性間、男性間での性行為、トランスジェンダーの性行為(オペの前後によってそのバリエーションは変わります)、また出会いの場としてのアプリやハッテン場、ゲイバー、クラブなどのバリエーションも理解しておくと相談を聴きやすいです。出会いと一言で言っても、ナイトシーンでの出会いなのか、昼間の交流会、オフ会、市民活動の中でなのかで相談者のバックグラウンドの違いも見えてきます。

トランスジェンダーやインターセックスに関わる医療情報も基本をおさえておくべきです。また、STI (HIV/AIDS、梅毒、クラミジア等の性感染症)についてや、低用量ピル、緊急避妊薬、PEP/PrEPについての情報も知っておく必要があります。分からない言葉や分野は学ぶ、調べることが大切です。残念なことに、性暴力や DV に関わる相談を受ける多くの人が「性に疎い」と言う現状が日本では見受けられます。しかし、「性」暴力の現場において、性に関する知識が少ない、もしくは性に関する規範が強いと言うことは、相談員として適性に欠ける状況です。

LGBTIQA サバイバー対応に求められる スキル&アティチュード(態度・ふるまい・姿勢)



It happens to us.

2017年に110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正されました。その参議院決議の際に出された付帯決議では、男性や性的マイノリティに関しての取り組みが明文化されました。LGBTIQに対する性暴力被害への取り組みは、性暴力に関する取り組みの中で「徹底」されなければならないものなのです。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月十六日 参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第百七十六条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の 心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技 法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行う ことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。 右決議する。

What was a second of the secon

刑法改正と付帯決議:不当な取り扱いをしないと徹底

性暴力被害に関する相談について、特別な一部の機関の対応とされることが多いのですが、 現実的には 性暴力サバイバーは多くの「生活の場」におり、その対応を担うべき機関も多機関になります。 ここでは、各機関に対して、特に LGBTIQA 性暴力サバイバーへの対応に関するお願いを記載します。 それぞれの機関において、性暴力サバイバーへのより良い支援体制構築に向けた施策実施をしましょう。

#### 立法機関の方へ

- ・付帯決議にある項目が現に実現されているかのチェックを全国において実施してください
- ・特にトランスジェンダーやインターセックス者に関して、性器のありようを法律の中で規定し 被害に関する法律の適用か否かをジャッジする現状のあり方は人権侵害であり、法が個人の 性器を規定することをやめてください
- ・暴行脅迫要件を筆頭とした現状の規定はヘイトクライム等を想定しておらず、身体的抵抗のみ にコミットしています。そもそも現状の要件は性暴力の実態に即しておらず改正が必要です
- · LGBTIOA の性暴力被害についてヒアリング、そして全国規模での調査を実施してください

#### 捜査機関の方へ

- ・性暴力被害相談に際して、「女性限定」もしくは女性のみを対象としているかのような発信。 広報手法を改め、あらゆる SOGIESC を持つ人が相談をしやすい体制を構築してください
- ・LGBTIQA サバイバーの被害届不受理に関する差別や偏見に基づく捜査拒否を改めてください
- ・捜査員や相談員、全ての性暴力サバイバーに関わる可能性のある職員への徹底した性暴力被害 に関する具体的な研修(もちろん I GBTIQA サバイバーについても)を実施してください

#### 教育機関の方へ

- ・若年者の性暴力被害について、教育機関の中で明確に相談が聞ける体制を整えてください
- · 若年者向けの性暴力被害に関する情報提供をしてください
- ・発生した性暴力について学内のみで留めず、様々な相談先をサバイバーに提供し、支援を 他機関連携により実施してください
- 全ての性暴力サバイバーに関わる可能性のある職員への徹底した性暴力被害 に関する具体的な研修(もちろん」GBTIQA サバイバーについても)を実施してください

#### 医療機関の方へ

- ・婦人科のみならず、外科、内科、精神科、泌尿器科、肛門科、内分泌科など性暴力に関わる 診療科の幅を広げ、医師、看護師、ソーシャルワーカー等の研修を行ってください ・ワンストップ機能を婦人科のみに置かず、誰もが行きやすい救急外来などにも置いてください
- ・性暴力に関わる証拠保全についての手法を各医師等に伝え、情報を更新してください

#### 行政機関の方へ

- · LGBTIQA や男性が安全に利用することが可能なシェルターや相談機関の設置をしてください
- ・性暴力被害相談を「女性相談」の枠におかず、全ての人に解放してください

#### 相談機関の方へ

- ・性暴力被害相談に際して、「女性限定」もしくは女性のみを対象としているかのような 広報手法を改め、あらゆる SOGIESC を持つ人が相談をしやすい体制を構築してください
- ・相談員の初期研修に必ず、LGBTIQA に特化した具体的な研修を導入してください
  - ・「話を聞くことは出来る」に留まらず、全てのサバイバーに同様の支援を提供してください

#### 関係機関に出来ること

LGBTIQA の相談を聴く、ということは「それぞれの人間に起きる全ての出来事に対応する」ということでもあります。 漠然と相談を聞きます、ということではなく、どういったことに対応できるのか、どういう手段で相談が出来るのか、紹介するに際して、フォローアップすることは出来るのか、などの視点から紹介先を見つけていくことが大切です。 LGBTIQA については LGBT 団体を紹介すればいい! とならないようにしましょう。

紹介の目的	紹介場所	紹介手段は?	フォローアップは出来る?
シェルター・住居			
ワンストップセンター			
DV相談支援センター			
経済支援	10 mg/s/2000 (10 mg/s/2000)		
法律支援			
カウンセリング			
メンタルケア			
医療			
プライマリケア			
保育			
介護			
その他			

暴力や嫌がらせから逃れ、ありのままの自分でいる権利

生命、自由、生活を失うことなく、他者との合意に基づく性的関係を結ぶ権利 平等な市民として認められ全ての人々に約束された当然の敬意をもって遇される権利

(ヴァネッサ・ベアード『性的マイノリティの基礎知識』作品社 . 2005)





これまで、様々な場においてレイプトラウマについてのお話をさせていただいてきました。 そして、その中でいつも驚いていたことが、サバイバー当事者からの

「こんなものがあるなら、もっと早く知ってたかった」

「RTSを知って、自分に起きていたことが暴力のせいで、自分のせいではなかったことを知れた」「こんなバカなことをしているのは自分だけだといつも自分をせめていた。一人ではなかったのかと思えた」

そんな声を聞くことでした。

一人でも多くの人にRTSについて伝えるためには。そんな思いで、漫画にすることにしました。 この漫画の中には、被害に関しての直接的な表現や、サバイバーが読むことによって心身の調 子を崩すトリガーとなるような表現も出てきます。サバイバーが読むにあたっては、自らの状況 などを考えて、安全な場所で読むようにしてください。

これから先も、RTSの存在は多くのサバイバーに、自分が一人じゃないということを伝えるツールであり続けると思います。

なぜなら、RTSというものは、まさに、多くのサバイバーに起きたことの「そのもの」だからです。

あなたは一人じゃない。私たちは、この状況をサバイブしている、サバイバーだからです。

漫画にすることの実現のために協力してくださったミロさん、本当にありがとう。

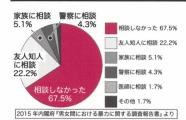


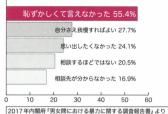
漫画版 RTS(レイプトラウマ・シンドローム)

## 壊れた虹の向こうへ

漫画・大黒堂ミロ 監修・Broken Rainbow - Japan

#### 男性から無理やり性交された女性被害者の相談先・相談しなかった理由





電車に派が込まをかったんだろう。
「サバイバー」と呼ばれる。





や検査、 症リスクへの処方の必要性を指すこ 急性期として、『身体的』な外科治療 主に日本などでは急性期とは医療的 緊急避妊薬の処方、

性感染



精神科医 Ann Wolbert Burgess

アン・バージェス。 1974年、 社会学者の L.L.Holmstrom の共著にて性暴力被害者の 『RTS (レイプトラウマシンドローム)』の「急 再構築と統合」の三段階を提唱。





※自傷的に見える行動であっても、支援者など周囲の人が自らの規範を押し付けてはいけません。 サバイバーは自らを守るために「否定」の時期を過ごしています。

# 再構築と統合

ります。
ります。
として再演されることがあいます。
としてきても、現実として身体の記憶がとしてきても、現実として身体の記憶ではの時期を通して無かったものにしよ

る引きこもり状態になる場合もあります。き起こしたり、学校や会社に行けなくな記憶を直視する事により、うつ状態を引

トラウマを軽減するために、 いたの再統合をします。 記憶の再統合をします。

になる、それまでの過程です。ではない」と認識できるようではない」と認識できるようし、思い出して辛いことがし、思い出して辛いことが自身の記憶に組み替え直自分自身の記憶」に変換して、「語りの記憶」に変換して、

そして自らの性に関する否定感や疑問:

ような部位の疾患などにつながることも嫌悪感が起きたり、自らの性を象徴する

あります。。

てしまうこともあります。

囲の人やサポーティブな人間関係を壊し

あるいは逆に

あの時、

誰も助けてくれ

なかった」と、

大きな怒りが起こり、

周

あった場合はどうなるのでしょう。あった場合はどうなるのでしょう。



※コミュニティでの相談が困難でもある







れ」て門前払いにされるなど、 でも「性器の種類を執拗に聞か 性専用の相談機関に行った場合 送っているトランス女性が女 また、 女性として日常生活を

も多く、考えるきっかけになることを祈っ のはずです。次の法改正に向けて一人で を理由に性暴力や虐待を繰り返す加害者 意味で生産性がない」のはマイノリ と言われたLGBTですが、「本当の と言えるでしょう。「生産性がない」 数者の相談しない割合はそれ以上だ い女性が7割近くいますが、性的少 恥ずかしいことを理由に相談しな (セクシュアリティ以外も含む)

言い出してからもう2年が経とうとしています。やりたいこ な場所でお話をさせていただいている。この冊子を作ろうと LGBTーと性暴力というテーマで2011年頃から様々

リティ(レズビアンであること)や、友人たちにもLGBTが多 ッフによる研修を受講してからのことだ。それまでは基本的 に女性の被害に関する取組みをしてきた。自らのセクシュア っかけは、15年程前にアメリカのワンストップセンタースタ く、被害についての話も聞いていたので「女性のための」という 私自身がLGBTと性暴力について取組むことになったき

くれた多くの皆さんに、感謝を伝えたい。

まった。この場を借りてお詫びと、そして、懲りずに応援して とばかり増え続け、形にするのに多くの時間を必要としてし

していけばいいか、ずっと悩んでいた。 言葉を言う度違和感に苛まれてもいたけれど、どう形、声に

。また、それ自体が「LGBTが被害にあう確立が高い」という 現状を維持する"差別や偏見"を増長させる結果になるとい うことについて。そして相談員を目指す聴衆に対し講師は言 めてしまうことで全体像が見えなくなってしまうということ

さ、その被害の特徴、そして性暴力を「女性の被害」と押し込

研修の中で話されたのは、LGBTの暴力被害経験率の高

?知らないなら、ホームページに書いてある"全てのサバイバ

った。「みなさんはLGBTコミュニティについて知ってますか

はない。女性だけが性的に虐げられる、女性は"そういう被害 は深刻だが、事実として性暴力被害は女性だけがあうわけで 語れなかったのだろうかと考えた。女性の権利に関する問題 ける原動力になっている。 のサバイバーのために"と」。この言葉は今でも私が活動を続 ーのために"という文言を明日にでも書き換えましょう。"一部 なぜ「女性の」ということを枕詞にしなければ被害について

自身すら絡めとっているのではないか?

冊子を作る作業の中で多くのLGBTサバイバーたちの体

に気付いてもらうため、この冊子を役立ててもらいたい。

もう、そんなことを言ってられる時代は終わった。そのこと

にあいやすい"それ自体がもしかしたら、呪縛のように、女性

験を思い出していた。サバイバーたちに投げかけられる二次 極少ない。私はこの10年、性暴力被害について取組んで来た 社会では多く言われるが支援者を始めとした理解者もいる。 加害とも言える多くの言動は、無知や無関心から未だに一般 しかしLGBT-に関してはそうした理解者に出会う機会は

見ても少し冷めて見ている自分がいたのは、ずっと同じこと い。公人が恥ずかし気もなく差別発言を述べる。しかしそれを ちと同じように言われて来た。 昨今ネット上でのトランスジェンダーへの攻撃が止まらな

へ、相談員や警察官、弁護士、議員、様々な場で、サバイバー**た** 

怖いから」「他の女性サバイバーが怖がるから」 「女同士で暴力は起き得ない」「男の相談を聞くのは相談員も を言われ続けているからだ。 「その性器は本物ということですか?」「だって男でしょ?」

そういう人でやってほしい」「女性の権利を奪う恐れがある」。 暴力被害についての活動をしてきた人たちから言われた言葉 「本当のLGBTだってどう分かるの?」「そういう人の事は 皆、性暴力について無知/無関心ではない人、特に女性への

だ。私はそうした言葉に触れるにつけ「"性暴力"が狭く捉え

を捉え直す」意味合いを持って作りたかった。 られている」と思った。女性に対してのみが性暴力なのか?暴 をなくそう」とかも、女性だけかな。だから、この冊子を 力の全体像を見る事無く、対応は出来るのだろうか。「性暴力 LGBTーだけに起きる特別な出来事」ではなく、「性暴力

あっても、声を聞いてももらえない人がこの街には沢山いる。 達の中にあるということだけは言っておきたい。同じ被害に い。差別を許容しているのは社会の側だ。当事者たちには何 つ責任はない。しかし歴然とした差別がこの社会に、多くの人 「LGBTはLGBTでやればいい」ともう言ってほしくな

Broken Rainbow - Japar 岡田実穂



It happens to us.

LGBTIQA レイプサバイバーへの支援については、いまだに「ここに相談すれば対応してくれます」と 言う事をサバイバーに対して伝えることが難しい状況にあります。

性別を問わずに相談を聴くと言うことに「体制としては」なっていても、その場において二次加害を受けたり、相談をしたのに逆に傷つけられてしまう、と言うことも珍しくありません。

情報を渡す、と言うより、情報を作っていかなければいけません。

この冊子をみて、「うちなら大丈夫」「相談してほしい」と思ってくださる団体、組織の方がいらしたら、ぜひ私たちに情報を届けてください。BrainbowJ@gmail.com まで、下記の情報を送っていただくことで、LGBTIQAのサバイバーが安心して相談が出来る場所についての情報をアップデートしていき、サバイバーやその周囲の人たちに提供します。

この冊子を読んでくださった皆さんと共に LGBTIQA サバイバーにとって生きやすい社会のために歩み出せたら嬉しいです。

団体・組織名:		
支援内容:		
連絡先:		
<u>備考:</u>		

#### 情報提供のお願い

今後この冊子を活用していくために、皆さんの「リファー先リスト」をどんどん追加していきましょう

団体・組織名:
支援内容:
連絡先:
備考:
団体・組織名:
支援内容:
<u>連絡先:</u>
ML 4
備考:
団体・組織名:
支援内容:
連絡先:
<u> </u>
備考:

リソースを探そう



It happens to us.



すべての LGBTIQA 性暴力サバイバーへ。

自分自身の性のあり方によらず、一人の性暴力サバイバーとして正当なサポートが受けることが可能で 私たち自身が、私たちのサバイブしている人生の主導権を取り戻せる日に。

そしてその日が来る前から、私たちはすべての LGBTIQA 性暴力サバイバーひとりひとりを、

誇りに思っています。あなたは、悪く無い。あなたは、一人では無い。

この日まで生きてきた私たち自身を共に讃えあえる日を願っています。